

# 資料 1 - 2

「フェンアミドン」及び「オリサストロビン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

## 1. 経緯

平成16年1月16日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「フェンアミドン」及び「オリサストロビン」について、食品衛生法第7条の2の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 各品目の概要

### (1) フェンアミドン

本薬は、殺菌剤であり、ぶどう、はくさい等への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国、フランス、ニュージーランド等において農薬としての登録が行われているほか、ヨーロッパ諸国において農薬登録申請が行われている。

### (2) オリサストロビン

本薬は、殺菌剤であり、稲への適用が申請されている。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。日本が最初の登録申請国であり、他国では登録の申請はなされていない。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「フェンアミドン」及び「オリサストロビン」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。